

消防用設備等の非常電源として自家発電設備が 設置されている関係者のみなさまへ

回 覧

自家発電設備の点検には、負荷運転をお忘れなく！

点検の目的について

- 万が一、火災が発生した場合に、その被害を最小限とする必要があるため、消防用設備等の機能を有効に発揮する必要があることから、適正な維持、管理を行うものです。
- 消防法第17条の3の3の規定により、防火対象物の関係者には定期的な消防用設備等の点検及び報告が義務付けられています。

建物に設置してある消防用設備等（例）



屋内消火栓設備



スプリンクラー設備



非常電源（自家発電設備）

非常電源として、建物に自家発電設備が備えられていると？



1年に1回実施する消防用設備等点検の総合点検において、**負荷運転**もしくは**内部観察等**を実施する必要があります。

なお、原動機にガスタービンを用いる自家発電設備は負荷運転及び内部観察等は不要です。

※点検周期の緩和について

1年に1回実施する負荷運転及び内部観察等は、自家発電設備について**運転性能の維持に係る予防的な保全策**が講じられている場合は、点検周期を**6年に1回**に延長できます。

負荷運転、内部観察等、運転性能の維持に係る予防的な保全策については、総務省消防庁のリーフレット等をご覧ください。

問合せ先
木曽広域消防本部
消防課予防係
0264-24-3119